

平成29年度(2017年度)

事業計画書

社会福祉法人 ありんこ

◇本部	1 ページ～
◇障害福祉サービス事業所ありんこ	5 ページ～
◇グループホームそよかぜ	15 ページ～
◇ライフサポートセンターありんこ	17 ページ～
・富士北麓障がい者相談支援センターありんこ	18 ページ～
・障がい者就業・生活支援センターありす	21 ページ～
・訪問型職場適応援助者事業	25 ページ～
・山梨県相談支援体制整備事業	26 ページ～

社会福祉法人ありんこ
平成29年度事業計画書

<法人の概要>

種類及び名称	社会福祉法人ありんこ
所在地	山梨県富士吉田市大明見1丁目13番28号 (TEL)0555-22-7217
責任者	理事長 渡邊秀樹
設立年月日	平成13年10月26日

<法人の事業>

■第二種社会福祉事業の実施

H29年4月1日現在

種類及び名称	障害福祉サービス事業所ありんこ							
所在地	山梨県富士吉田市大明見1丁目13番28号							
電話番号	0555-22-7217				FAX番号	0555-22-7218		
代表者	施設長 桑原 節子				サービス管理責任者	桑原 由紀枝		
事業開始年月日	平成22年4月1日				事業所番号	山梨県指定 第1911200275号		
事業	自立訓練(生活訓練)	定員 6 (現員 4)			開所時間	9時～16時30分(7.5時間)		
	就労移行支援	定員 6 (現員 6)			開所日	月～金曜日(土日祝日の開所あり)		
	就労継続支援B型	定員 30 (現員 34)			開所日数	当該月数から8日を除した日数／月		
職員	職種	施設長	副施設長兼サービス管理責任者	生活支援員	職業指導員	就労支援員	目標工賃達成指導員	支援員
	人数	1	1	5	7	1	1	2
サービス内容	生活訓練	基本的な生活リズムを確立し、自立した生活を営むため時間や金銭の管理能力、炊事や洗濯、掃除などの家事能力、対人関係を築くコミュニケーション能力、健康で衛生的な身体保持のための自己管理能力や体力などの向上及び習得を目標に、一定期間必要な学習や訓練の提供を行います。						
	就労移行	① 一般就労に必要な基本的知識や能力の習得、向上を目的とした、健康で健全な生活の確立、働く意欲や意識の育成、言葉遣いや挨拶などコミュニケーション能力の学習、通勤等移動手段確保の訓練など必要な支援カリキュラムによる指導、訓練を行います。 ② 作業能力の開発や技術習得を目的に、事業所内における受注作業や生産活動、農作業やリサイクル作業などを通じ、可能性を引き出し職種の選択の幅を広げ、就労に結びつけられる支援の提供を行います。 ③ 施設外就労や支援をはじめ、一般就労に向けた様々なプロジェクトを活用し、職場実習や訓練を行い、より具体的に必要な能力の習得とマッチングを図ります。						
	就労継続B	① 企業からの受託作業(部品組み立て、印刷物等仕分け、紙器加工、野草等の計量梱包、バリ取り、資料や看板作成など)。 ② 野菜や果物等作物を栽培する農作業、収穫物や仕入れ品を活用した調理作業、古着や廃棄物を活用したリサイクル作業、ビーズや和紙等を利用した製品作り等を展開し、事業所、道の駅、インターネット、各種イベントなどで販売します。 ③ 就労に必要な知識や能力の開発、習得のための指導や支援に取り組むと共に、うどんカフェ及び企業等における実習や施設外就労、施設外支援等を実施し、就労移行支援につながる育成を図ります。						

■第二種社会福祉事業の実施

種類及び名称	グループホームそよかぜ		
所在地	山梨県富士吉田市下吉田5丁目13番18号 (TEL)0555-23-0294		
バックアップ施設	障害福祉サービス事業所あらんこ	管理者	桑原 節子
事業開始年月日	平成19年 11月 1日	サービス管理責任者	宮下 典子
利用定員	7名(女性) 現員 7名(女性)	職員	世話人5名(常勤兼務2名 非常勤2名)
事業の運営方針	障害をもつ方が、地域で当たり前に生活できるような環境づくりを目指し、本人の意思及び人格を尊重し、健全で主体的な生活が送れるように、利用者の立場に立って援助を行い、自立生活や地域活動の充実を図ります。		

■第二種社会福祉事業の実施

種類及び名称	富士北麓障がい者相談支援センターあらんこ		
所在地	山梨県富士吉田市新西原3丁目4番20号		
電話番号	0555-30-0505	FAX番号	0555-30-0506
代表者	管理者 高橋 敏夫	事業開始年月日	平成23年 4月 1日
相談担当者	相談支援専門員(専任1名・兼務2名) 相談支援員(専任1名・兼務2名)		
事業の目的	<p>①指定計画相談支援及び指定障害児相談支援 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう心を配り、利用者または障害児の保護者の選択に基づき適切なサービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう、関係機関と連絡調整を行いながら障害福祉サービス等の利用を希望する方に、サービス等利用計画案作成からモニタリングに至るまでの一連の相談支援業務を行います。</p> <p>②指定一般相談支援事業 精神病院や入所施設から退院、退所し、地域での生活が可能な方の地域移行に係わる支援や、地域での生活が安全に安心して営まれるよう地域定着に必要な支援を利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立ち関係機関と連携を図りながら適切な支援を提供します。</p>		

■第二種社会福祉事業の実施

種類及び名称	山梨県相談体制整備事業 (山梨県からの委託事業)		
所在地	山梨県富士吉田市新西原3丁目4番20号		
電話番号	0555-30-0505	FAX番号	0555-30-0506
代表者	理事長 渡邊 秀樹	事業開始年月日	平成23年 8月 1日
担当者	富士・東備圏域マネージャー 渡辺典子		
事業の目的	県内の障害保健福祉圏域ごとに「圏域マネージャー」を配置し、各市町村及び圏域における相談支援体制の構築に向けて必要な支援を行うことにより、障がいを持つ方が地域でいきいきと安心して暮らせる社会の実現に資することを目的に、障害者の意思を尊重する視点に立ち、生活全般にわたり必要なサービスを適切に利用できるよう相談支援事業者等に支援及び助言をします。また、公的制度以外の取り組みを含め、圏域における支援体制を構築します。		

■公益事業

種類及び名称	障がい者就業・生活支援センターありす（国、県からの委託事業）		
所在地	山梨県富士吉田市新西原3丁目4番20号		
電話番号	0555-30-0505	FAX番号	0555-30-0506
代表者	センター長 三浦 誠	事業開始年月日	平成23年 4月 1日
職員	主任就労支援員（常勤1名） 就労支援員（常勤1名） 生活支援員（常勤1名・常勤兼務1名）		
事業の目的	就職を希望する障がい者、職場不適応により離職した障がい者や離職のおそれがある在職中の障がい者に対し、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行うことにより、障がい者の職業生活における自立を図ります。		

■公益事業

種類及び名称	訪問型職場適応援助者事業		
所在地	山梨県富士吉田市新西原3丁目4番20号		
電話番号	0555-30-0505	FAX番号	0555-30-0506
代表者	センター長 三浦 誠	事業開始年月日	平成29年 4月 1日
職員	ジョブコーチ（常勤兼務1名）		
事業の目的	企業に雇用される障がい者に対して、		

<法人の運営>

- 理事会の開催……… 6月（事業報告、収支決算の承認ほか）
 - 6月（補正予算の承認ほか）
 - 3月（事業計画、収支予算の承認ほか）
 - その他必要に応じて理事長が招集
- 評議員会の開催……… 6月（事業報告、収支決算についての審議ほか）
 - 6月（補正予算の審議ほか）
 - 3月（事業計画、収支予算についての審議ほか）
 - その他必要に応じて開催
- 法人内部監査……… 5月（終了後理事長に提出し理事会で報告。富士吉田市長へも提出）
- 法務局への登記……… 資産、役員、定款等に変更ある場合（6月及び必要時）

<その他>

- ・平成30年4月開所予定のGHおよび短期入所事業の円滑な立ち上げ
- ・地域における公益的な活動の推進
- ・大規模災害や地域ごとに予測される災害への対策や福祉避難所の在り方の検討

<理事・監事>

役職名	氏名	職業	就任期間
理事長	渡邊秀樹	会社役員・福祉団体役員	H27.11.16～H29.11.15
理事	宮下くに江	福祉団体代表・市知的相談員	H27.11.16～H29.11.15
理事	高橋敏夫	福祉団体役員・保護者団体役員	H27.11.16～H29.11.15
理事	小俣勲	福祉団体役員・市相談員	H27.11.16～H29.11.15
理事	大森康宏	介護施設職員・ケアマネージャー	H27.11.16～H29.11.15
理事	辻澤文男	福祉事業主・村相談員	H27.11.16～H29.11.15
理事	桑原節子	施設長	H27.11.16～H29.11.15
監事	勝俣高明	公認会計士	H27.11.16～H29.11.15
監事	渡邊等	自営業主	H27.11.16～H29.11.15

<評議員>

氏名	職業	就任期間
伊藤正範	福祉団体会長	H29.4.1～H33.6.30
勝俣進	NPO法人理事長	H29.4.1～H33.6.30
萱沼俊夫	会社役員・元ボランティア団体会長	H29.4.1～H33.6.30
佐藤幸治	保護者会副会長	H29.4.1～H33.6.30
白須重光	保護者会会員	H29.4.1～H33.6.30
遠山睦子	寺役員	H29.4.1～H33.6.30
藤井悦子	介護サービス事業所施設長	H29.4.1～H33.6.30
渡辺美範	会社経営・ボランティア団体役員	H29.4.1～H33.6.30

<評議員選任・解任委員会>

氏名	職業	就任期間
三浦廉男	ボランティア団体役員	H29.3.24～H33.6.30
宮下正男	富士吉田市監査委員	H29.3.24～H33.6.30
渡辺昇子	会社経営・倫理法人会富士吉田会長	H29.3.24～H33.6.30
白須久美子	法人事務局	H29.3.24～H33.6.30

平成29年度事業計画

障害福祉サービス事業所ありんこ

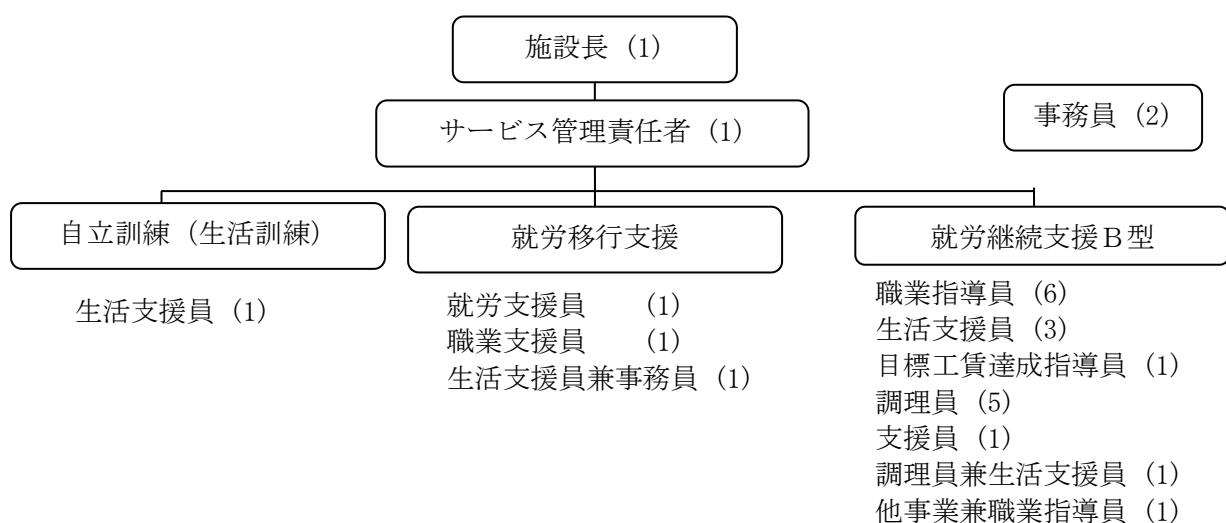
1. はじめに

平成22年度に多機能型事業所として開所し7年が過ぎます。この7年間で、就職等で退所した方や新規利用希望者等の入所を繰り返し、平成29年3月31日現在の在籍者は、利用者44名、職員24名となりました。就職に関しては今年度も就労移行はもとよりB型事業でも一般就労につながる支援に力を入れて参ります。また目標工賃の達成に向けた取り組みなどを行い新たなB型事業の利用希望者が迎え入れられるような体制・環境作りをして参ります。

またここ数年、障害者を取り巻く動向では、平成24年に施行された障害者虐待防止法に加え、昨年4月からは障害のある人への差別をなくすことで障害のある人もない人も共に生きる社会を目指す障害者差別解消法が施行されました。障がいを理由とする不当な差別的扱いをなくし合理的配慮を積極的に行い、障害の有無にかかわらず誰もが共に生きていく「共生社会の実現」のために、事業所としましても個々の職員の意識改革、育成、処遇改善などに取り組み、モチベーションやスキルの向上を図り、法人規模での拡充を目指して参ります。

2. 事業所の運営業務及び内容

(1) 組織図及び職員体制



職名	常勤	非常勤	備考	資格
施設長	1		女1	介護福祉士
サービス管理責任者	1		女1	介護福祉士
生活支援員	2	2	女4	
職業指導員	2	5	男3女4	栄養士1
他事業兼職業指導員	1		女1	介護福祉士
就労支援員	1		女1	
支援員		1	女1	
生活支援員兼調理員		1	女1	

目標工賃達成指導員	1		男 1	
調 理 員		5	男 1 女 4	ありんどう 4
事 務 員	1		男 1	
事務員兼生活支援員	1		女 1	
合 計	1 1	1 4	男 4 女 1 9	

(2) 事業所の管理運営方針

① 基本理念

福祉サービスを必要とする利用者が、地域社会の中で個人の尊厳や権利が保障され、その有する能力を最大限に發揮し、希望する生活を健全に営むことができるよう、利用者の立場に立ち利用者の意向を尊重した支援計画のもと、多様な福祉サービスを連携と和をもって総合的に提供することを目的とし、地域にあっては地域に根差し貢献できる事業所であることを基本理念とします。

② 人権への配慮

利用者の人権に配慮し、個人情報の保護に関する要項、職務規定等に則って周知徹底を図ります。

③ 地域貢献への理念

ありんこ創設以変わらぬ理念が、“地域と共にある”ことです。事業所の中で或いは福祉サービスの枠の中で完結してしまうだけの支援や活動ではなく、一般社会の中で理解を得、認められ、実を結んでいけることを目的に、事業所が、あるいは利用者や職員が出来ることを通して地域貢献や奉仕活動に取り組みます。

(3) 利用者状況（平成29年4月1日現在）

生 活 訓 練		20歳未満	20~29	30~39	40~49	50~59	60歳以上	合計
	男	2	1	0	1	0	0	4
	女		0	0	0	0	0	0
	計	2	1	0	1	0	0	4

就 労 移 行		20歳未満	20~29	30~39	40~49	50~59	60歳以上	合計
	男	2	3	0	0	0	0	5
	女	0	0	0	1	0	0	1
	計	2	3	0	1	0	0	6

就 労 B 繙 型 続		20歳未満	20~29	30~39	40~49	50~59	60歳以上	合計
	男	0	8	7	6	0	0	21
	女	0	2	4	2	4	1	13
	計	0	10	11	8	4	1	34

3. サービスの概要

(1) サービスの内容

① 自立訓練（生活訓練）

基本的な生活リズムを確立し、自立した生活を営むため、時間や金銭の管理能力、炊事や洗濯、掃除などの家事能力、対人関係を築くコミュニケーション能力、健康で衛生的な身体保持のための体力作りや自己管理能力などの向上及び習得を目標に、一定期間必要な学習や訓練を提供します。

平成28年度は、男性4名、女性1名にて1年間活動して参りましたが、障害特性により、活動がスムーズに進まないこともあります。また精神障害のある方の支援の難しさも痛感いたしました。

今年度は、継続される方3名、新たに入られる方2名での活動になりそうですが皆さんの苦手としているコミュニケーションや自己管理を中心に様々な訓練に取り組んで参ります。また利用者さんお一人お一人にもっと踏み込み、その方に必要な訓練を提供し自立に向け、できることを一つ二つと増やしていきたいと考えています。

活動としては、昨年同様に年中行事を取り入れ季節を感じ心豊かにすごすことと日頃お世話になっている地域の方への恩返しとして道路のゴミ拾いや催し物を考案し実現に向け謹んでまいります。



② 就労移行支援

一般就労を目指す方に、様々な職業訓練（免許や資格取得のための学習、履歴書の書き方、面接練習、職場マナーの習得、企業実習など）を一定期間提供し、職業能力を高め、就職活動や職場定着が不安なく行えるようにサポートします。

また、雇用先企業や実習先企業の開拓や充実のための取り組みを、ハローワークや障がい者就業・生活支援センター等と連携して行います。

平成28年度は5名の利用者さんが一般就労し、実習件数は9社、新規利用が3名、サービス変更が3名（就労移行支援⇒就労継続支援Bが1名、就労継続支援B⇒就労移行支援が2名）でした。

平成29年度は、昨年度一般企業へ送り出した皆様が、それぞれの場所で定着し、長く勤め続けられるよう、訪問や聞き取り等に力を入れます。ハローワークやありますとも連携し、助言をいただきながら、その方にとってよいフォローアップが出来るよう努めます。また、精神障がいの利用者さんも増えてきていますので、対応スキルも追いつけるよう、研修等にも積極的に参加して理解を深め、日々の支援にあたります。

新年度は早速1名が異動し2名の利用が始まります。障がいの種別、キャリアも様々な個々に対して相応な支援が出来るよう、個別に支援する時間も作りながら、皆様の就職活動を支援していきます。



③ 就労継続支援B型

<作業班>

- i) 一般企業からの受注作業の提供（部品加工、紙器加工、分別、計量梱包等）
 - ii) 菓子製造、手工芸製作などの生産活動と販売活動の提供
 - iii) リサイクル品（古新聞、古雑誌、アルミ缶、段ボール等）の回収と処理
 - iv) 就労に必要な知識や能力の開発、習得のための指導や支援
 - v) 事業所以外における施設外就労や施設外支援、うどんカフェや企業での就労及び実習等の実施
- VI) 就労移行支援事業につながる就労準備班での個別支援

平成28年度は、収入の増加を目指して新たなイベントへの出店や授産品の開発製造、利幅の大きい内職受託作業の獲得や新しい実習先の開拓等に力を入れてきましたが、利用者さんの増加やサービスの変更、作業数の増加に伴う人員の確保に対応出来ず売上げが減少し、目標工賃を達成する事は出来ませんでした。

平成29年度も引き続き、目標工賃の達成を念頭に置いて既存の業務、各種営業活動に取り組んでいきますが、併せて作業に応じた過不足無い人員配置を行い、精度と生産量を両立させて各作業を進めてまいります。また、パーテーション等を活用した、ストレスの無い作業環境を提供していくと共に、通路の確保等危険のない作業スペースの維持にも継続して力を入れていきます。

上記に併せ、日々の健康状態の把握、皆さんそれぞれの目標や課題に応じた支援も、職員皆で協力して行っていきます。

ありんどうにおいては、3年間の実績を活かし更に地域の皆様に愛され親しんで頂ける様、新メニューの開拓、イベントの開催計画を立てるなどして集客に力を入れ、更なるサービス内容の充実に努めると共に、他の利用者さんにも就労の場として実習等ができるように努力して参ります。



＜厨房班＞

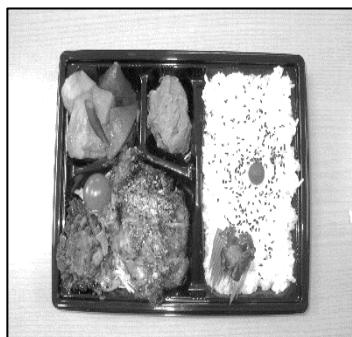
- i) 調理で必要な技術を習得できる訓練と実践を提供します。
(野菜や魚など原材料や調理器具の名前や扱い方、切る・剥く・洗うなど調理方法等)
- ii) 配達、回収、買い物、各種イベントなど地域の方々とのコミュニケーションの場を提供し、社会性を習得できる訓練を行います
- iii) 個別支援計画に基づき、利用者個々に必要な訓練や活動を提供します

平成28年度は、主任職員さんの結婚、妊娠、出産による産休取得などがあり1年を通してバタバタすることが多かった年でした。忙しい時には手の空いている職員が応援に回ったり、ベテラン調理員さん2名が力を発揮してくれたことと新しく雇用した職員さん、利用者さんみんなで力を合わせ多くの注文に対応して参りました。

また3月には1名の利用者さんが念願であった一般就職をされ、作業班より新しい利用者さんが加わりました。

平成29年度も感染予防のため、感染予防対策マニュアルのもと、徹底した衛生管理を行い、安心安全なお弁当作りを第一に考え、更なるお弁当の注文拡大にも努めて参りたいとお思います。

新しく入った利用者さんとともに、スキルアップや個人の目標達成に向けての個別訓練や、工賃が昨年度を上回るよう効率よく稼働していくように努めてまいります。



(2) 事業所の共通目標

1. 利用者のニーズを把握し、社会通念に照らした取り組みをする中で、障がいがあっても、できる事を通して社会貢献し生き甲斐のもてる生活の獲得を目指します。
2. 活動や作業を通して社会に必要とされている事や自分の能力の可能性を知り、責任をもつて行動することで、自立へつながる事を実感できる取り組みを目指します。
3. 個々の体調や精神状態にあわせた柔軟な対応ができる支援体制を確立すると共に、利用者が自身で健康に留意し、自己の体調管理ができるよう支援を図ります。
4. 地域への奉仕活動や交流活動を通して、地域に応援してもらえる人作り、事業所作りに力を注ぎ、共に生きる社会の実現を目指します。

(3) 日 課

9：00	ラジオ体操・全体会	13：00	①午後の作業開始
9：10	事業毎朝の会	13：30	②午後の作業開始
	午前の作業	15：30	休憩
12：00	昼食・昼休み① (生活訓練・継続B)	15：45	掃除
12：30	昼食・昼休み② (就労移行・厨房班)	16：00	事業毎帰りの会
		16：30	帰宅

(4) 支援計画

サービス管理責任者が、利用者及びご家族に面談し、ご本人やご家族の意向を尊重した利用者のやる気を引き出せる個別目標と支援計画を担当支援員等の意見を踏まえ作成し、利用者とご家族に説明を行い同意していただいた上で実践して参ります。

さらに定期的にモニタリング、評価、検証を行い、計画の変更や見直しについても利用者やご家族の同意のもとに行います。

(5) 作業および作業訓練内容

① 自立訓練（生活訓練）

- | | |
|----------------|--|
| 家事能力の習得・向上 | ⇒ 調理訓練、洗濯訓練、掃除訓練、裁縫訓練等 |
| 身辺処理能力の習得・向上 | ⇒ 身だしなみや整容のチェック、歯磨き訓練等 |
| 自己管理能力の習得・向上 | ⇒ 健康チェック、体力作り、病気等の予防学習、時間管理訓練、金銭管理訓練（買い物訓練含む）等 |
| コミュニケーション力の向上 | ⇒ 挨拶、返事、連絡、報告などの訓練、言葉使いの学習、対面時の距離感や態度の学習、接客の学習 等 |
| 地域資源を活用した生活の充実 | ⇒ 公共機関や資源の活用訓練、創作活動への参加等
地域交流活動（ゴミ拾いやイベント等への参加） |

② 就労移行支援

- ア) 個別訓練（パソコン、各種運転免許、読み書き・計算、金銭管理、清掃 等）
- イ) 就職準備訓練（ビジネスマナー、履歴書等書類の書き方、面接練習、会社見学、ハローワーク活用 等）
- ウ) 作業訓練（部品の検査や組み立て、洗車作業、環境整備作業 等）
- エ) 施設外訓練（企業実習、うどんカフェ店員、施設外支援や施設外就労の提供 等）

オ) その他（研修会やイベント参加等）

③ 就労継続支援B型

- ア) 羽田紙器（ダンボール組み立てなど）
- イ) プラテック（プラスティック製品のケース詰めなど）
- ウ) 道志ダンパー（部品組み込み）
- エ) 亀齢堂、ファルマード研究所（健康食品や野草の計量袋詰め）
- オ) 江北ゴム（箱組み立て）
- カ) 中央労働金庫富士吉田支店（チラシ等のセット）
- キ) 火祭りロードレース事務局（　　〃　　）
- ク) リサイクル作業（アルミ、スチール等金属や古紙ダンボール等の回収と処理）
- ケ) お弁当作り（事業所昼食、宅配、売店販売、特別注文、イベント販売）
- コ) お菓子作り、ドライフルーツ作り、手工芸品作り、漬物等加工品作り
- サ) バザーや模擬店等への出店
- シ) 企業実習（クリーン、高村クリーニング）
- ス) 施設外作業（うどんカフェ、リサイクルセンター黒田、青少年センター、ベネック、みなもと）

(6) 健康管理における計画

① 健康診断の実施（年1回）

- ・財団法人山梨県健康管理事業団で実施する健康診断
- 胸部レントゲン　　身体測定　　血圧測定　　血液検査
- 尿検査　　視力　　聴力　　心電図　　問診

② インフルエンザ　ノロウイルス等に対する予防

- ・マスク着用、薬用石鹼やうがい薬による手洗いやうがいの励行（外出から戻った後やトイレの後、食事の前、その他必要に応じて）
- ・掲示物や声かけにより目や耳からの情報を提供。
- ・実際に正しい手洗いやうがいができるよう訓練。

③ 事故等の発生時の対応

- ・急病、発作、事故等については、人命に関わるものは消防署に通報し救急にて応急処置を施す。
- ・軽度のものでは、できる限りの応急処置をし、通院の必用があれば職員が同行。家族にも連絡をする。
- ・その限りではないものは、常備薬などで対応した後、施設で休養するか早退などの対応をとる。

(7) 教養・娯楽・行事における計画

① 社会人として必用な教養を身に付け、季節の行事や地域での祭りや催しに積極的に参加し、交流や娯楽を通して生活に潤いと樂しみを得る。

- 1日行楽　　誕生会　　お花見　　ボウリング大会　　忘年会
- 親睦旅行　　季節の行事や祭りへの参加及び見学　　社会施設等の見学
- 研修会・勉強会（時事問題　障害者関連の問題や話題　生活研修など）

② 障害者スポーツ大会への参加

ボウリング 水泳 フライングディスク 陸上 グラウンドゴルフなど

③ 障害者援護の会ありんこ、ありんこクラブ、ありんこの保護者会・友の会が主催するイベントへの支援や協力または合同開催のイベントへの参加及び協力

新年互礼会 ありんこ祭り フリーマーケット広場 手話コーラス

④ 地域のイベントや他施設との交流、研修会等への参加

富士ふれあいの村祭り ヨハネ祭 pal-pal 祭 けやき園桜祭 くるみ祭り

新倉山浅間公園桜祭り 富士吉田市立看護専門学校学園祭 あんずの森祭

富士山マーケット 麦の穂交流会 富士吉田太陽の集い 忍野村福祉健康祭り

西桂福祉健康祭り いづみ主催研修会 富士ふれあいセンター主催研修会

ふじみサロン祭 富楽時祭り瀬少年センター赤い屋根のお祭り

その他（地域での祭事やイベント、研修会等）

(8) 防災訓練

- ・消防計画に基づき、年2回実施します。
- ・地域主催の防災訓練、避難訓練に参加します。

(9) 防犯訓練

- ・防犯計画に基づき、年2回実施します。

4. 地域との連携

(1) ボランティア、実習生の受け入れ

事業所の運営方針に基づき、地域に開かれた地域貢献のできる事業所、地域に正しい理解の輪を広げ応援していただける取り組みの実践の一環として、学生や一般のボランティア及び福祉・保育・教育を学ぶ学生の実習等を受け入れています。

(2) 障がい児・者の実習や体験の受け入れ

支援学校が実施する現場実習や、障害者就業・生活支援センターが行う就労基礎訓練の併設施設として、就労を目指す障がい児・者の作業体験を受け入れています。

(3) 地域との交流

- ・地域で開催される福祉関係主催以外のイベント等へ参加・協力します。
(大明見地区夏祭り、富士吉田市制祭、県民の日祭、地域節分祭、富士吉田市社協祭)
- ・事業所主催のイベントへ地域の皆様を招待し交流をもちます。
(ありんこ祭り、研修会、フリーマーケット)
- ・地域の自治会へ加入し清掃や行事に積極的に参加します。
- ・地域の団体、企業、学校等からの事業所見学や講演・研修依頼に応じます。

5. 職員研修会、会議

(1) 職員研修

職員は必要な研修や支援員として個人的なスキルアップのための勉強等、福祉支援のプロとしての資質、力量を高める努力をし、利用者との信頼関係の構築、相談事への対応、本人中心の支援に向けた取り組みなどに知識と誠意と自信をもって当たれるよう、自己啓発を基本に事

業所内研修会の開催や各種研修会への参加、他事業所等の見学などを積極的に行います。

また、法人に対しては、研修などが受講しやすい環境作りや係る費用の支援などについてバックアップしていただけるよう働き掛けていきます。

(2) 職員会議

事業所運営、支援体制をより円滑に柔軟にするために、また、より良き支援の提供のために、次の会議を開催します。

職員会議（月1回） ケース会議（随時） 年度の総括及び計画会議（年1回）
その他必要に応じた担当者会議（随時）

6. 主な年間行事予定

月	活動予定	月	活動予定
4	けやき園さくら祭り出店(8) 新倉山浅間公園桜祭り(16) 第1回富士山マーケット出店 (23) 市立富士吉田看護学校学園祭出店(22) フライングディスク大会参加 (22) フリーマーケット広場出店 (30) お花見交流会 障害者スポーツ大会参加 (30)	10	ありんこ祭り開催 ヨハネ祭出店参加 県民の日イベント出店参加 くるみ祭り出店参加 山中湖ボランティア祭り出店参加 富士・東部圏域障害者就職面接会 富士吉田太陽の集い参加
5	障害者スポーツ大会参加(7、14) 赤い屋根のおまつり(14)	11	西桂福祉健康祭り出店参加
6	グラウンドゴルフ大会へ出店参加 (3) 防災避難訓練 ありんこ事業所日帰り研修旅行 麦の穂交流会参加 ふじみサロン春祭り出店 富楽時祭り 障害者援護の会定期総会	12	健康診断 障害者の主張大会へ参加 忘年会 いづみ主催ボウリング大会
7	忍野村健康福祉祭り出店参加 Pal-pal 祭出店参加 富士吉田市民夏祭りへ出店(23)	1	ありんこ新年互礼会開催 郡内地域生活支援協議会交流会へ参加
8	大明見夏祭り出店参加(14) 火祭りロードレース出店(28) 吉田の火祭り出店(26)	2	初午祭 節分
9	障害者作品展へ出展 昭和大学職場実習受け入れ あんずの森祭りへ出店 ふれあいの村祭り出店参加	3	納会

平成29年度事業計画 グループホームそよかぜ

1. はじめに

平成28年度は1名の世話人が退職し、新しく2名の世話人が配属されてのスタートとなりました。毎月行われる世話人会議に理事、施設長が出席してくださるようになり、グループホームの現状・問題点が共有でき、アドバイスを頂きながら進めております。このことにより連帯感も生まれ以前感じていたグループホームに対する孤立感はなくなっています。

また、利用者さんに関しては個々それぞれ問題・課題がありましたら、他の関係機関と連携し、情報交換をしながら引き続き支援を行っていきたいと思います。

平成29年度の課題としては、利用者さんの年齢層が高くなっているので日々の体調管理、衛生管理に気を配ることと一人ひとりの希望や目標、不安や不満を把握して本人の意思を尊重した個別支援計画を作成し支援計画にそった支援ができるように世話人同士力を合わせて取り組んで参りたいと思います。また、支援者として必要な知識、技術を身につける為に研修会や他のグループホームの見学など積極的に行っていきたいと思います。

2. 事業所の運営業務及び内容

(1) 利用定員 女性7名

(2) 利用現員 女性7名

支給決定援護市町村＝富士吉田市3名、都留市1名
清瀬市1名、上野原市2名

	20歳未満	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60歳以上	合計
女	0	1	0	2	2	2	7
合計	0	1	0	2	2	2	7

(3) 職員 管理者 1名

サービス管理責任者兼世話人（常勤）1名

世話人（非常勤）3名（他事業所と兼務）1名

(4) 開設年月日 平成19年11月1日（定員4名）

平成24年 4月1日（定員7名）

(5) 運営基本理念

地域での生活を希望し、共同生活を必要とする人に外部サービス利用型共同生活援助サービスを提供する事を目的とし、利用者の障害等を理解し、意思及び人格を尊重しながら生活環境に溶け込めるように、

利用者の立場にたって援助を行い、利用者の自立生活や地域活動等を図ります。

- (6) サービスの内容
- ①食事の提供（朝食、夕食）
 - ②日常生活の支援
 - ・日中活動の支援
 - ・掃除、洗濯、買い物等への支援や働きかけ
 - ・悩みや不安などの相談事への助言等の支援
 - ③医療及び健康管理の支援
 - ④金銭管理の援助
 - ⑤行政手続きの支援及び代行
- (7) 利用料
- 食材料費（朝食、夕食分） 月額 20,000 円（精算制）
家賃（月額 20,000 円のところ特別給付費対象の場合） 10,000 円
光熱水費・共益費 月額 10,000 円
- (8) 活動計画
- | | |
|-----|---|
| 4月 | お花見 ありんこフリーマーケット参加 |
| 8月 | バーベキュー交流会 |
| 9月 | 防災避難訓練 |
| 10月 | ありんこ祭り参加 |
| 12月 | クリスマス会 大掃除 |
| 1月 | 餅つき ありんこ新年互礼会参加 |
| 2月 | 防災避難訓練 |
| 3月 | 1日研修 <ul style="list-style-type: none">・利用者誕生会（計7回）・外食（隔月1回）・世話人会議（毎月1回）・理事との意見交換会（毎月1回）・バックアップ施設の職員等との交流（隨時） |

平成29年度事業計画 ライフサポートセンターありんこ

平成25年度から、“障がい者就業・生活支援センターありす”と”富士北麓障がい者相談支援センターありんこ“、の2事業を一ヵ所にまとめ、4年が経過しました。

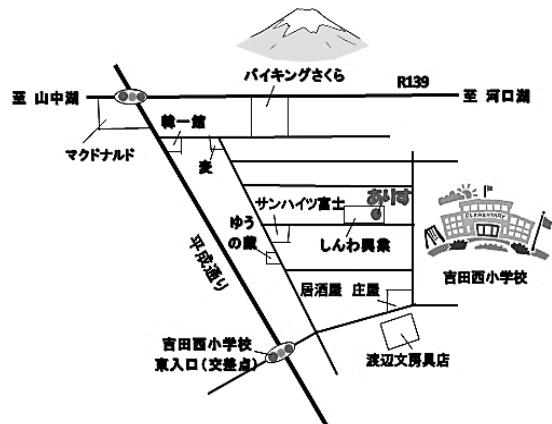
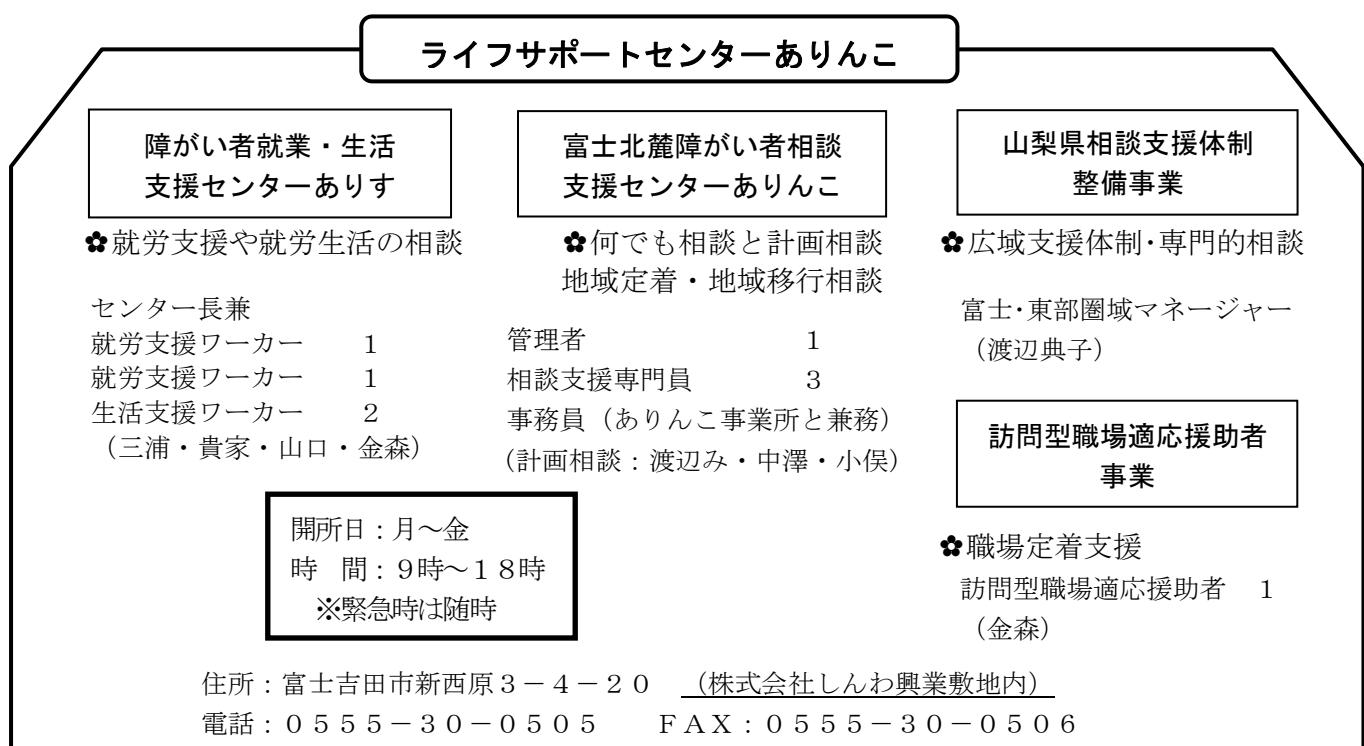
平成29年度に、富士北麓の基幹相談支援センターが開所されることとなり、連携体制の強化により専門的で広範囲な相談支援の提供を推進するため、ライフサポートセンターありんこにおいて研修会等を企画し、支援者のスキルアップや地域福祉に貢献できるセンターを目指します。

また、平成29年度より訪問型職場適応援助者事業を行うこととなりました。ここ数年、精神障がい者の登録や就労数が増えてきており、職場定着の難しさが懸念されます。訪問型職場適応援助者事業を活用することにより、企業と福祉の視点から職場での障がい者の理解や働きやすく継続して就労できる職場環境を整えることができます。

さらに、平成30年度のグループホームの開所に向けて、センター内において研修や勉強会などをていきます。

【平成29年度ライフサポートセンターありんこ事業】

- ① 『グループホーム設立に向けての内部研修&勉強会』
 - ② 『ライフサポートセンターありんこ内部事例検討会』



平成29年度事業計画

富士北麓障がい者相談支援センターありんこ

<指定特定相談支援及び指定障害児相談支援>

1. 事業の目的

障害者の日常生活及び社会生活を支援するための法律(以下「障害者自立支援法」という。)(平成17年法律第123号)に基づく指定特定相談支援事業及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく指定障害児相談支援事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援を利用する障害者または障害児の保護者に対し、適切な相談及び援助を行うことを目的としています。

2. 運営の基本方針

事業は、利用者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との緊密な連携を図りつつ、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援を当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、適切かつ効果的に行います。

また、事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って、当該利用者に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の福祉サービス事業等を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとします。事業の実施に当たっては、自らその提供する指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の評価を行い、常にその改善を図るものとします。

3. 職員の職種、員数及び職務内容

(1) 管理者 1名(非常勤)

管理者は、従業員の管理、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、事業の実施に関し、法令等において規定されている事項について、事業所の従業者に対し遵守させるために必要な指揮命令を行います。

(2) 相談支援専門員 3名(専任3名)

相談支援専門員は、地域の利用者からの日常生活全般に関する相談、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の作成に関する業務を行います。

4. 営業日及び営業時間

(1) 営業日 月曜日から金曜日

ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前9時から午後6時

5. 事業の内容

(1) 指定障害福祉サービス等の利用を希望する者から指定計画相談支援の利用の申込みを受けたときは、当該利用申込者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、運営規程の概

要、従業者の勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定計画相談支援の提供の開始について利用申込者の同意を得た上で支援を実施します。

- (2) 相談支援専門員は、利用者についてのアセスメントに基づき、当該地域における福祉サービス等の提供体制を勘案し、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討を行い、サービス等利用計画案を作成します。
- (3) 相談支援専門員は、サービス等利用計画案を作成した際には、当該サービス等利用計画案の内容について、利用者に対して説明し同意を得た上で、当該サービス等利用計画案を利用者に交付します。
- (4) 相談支援専門員は、支給決定が行われた後に、指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、サービス等利用計画の原案に位置づけた福祉サービス事業等の担当者を招集して行うサービス担当者会議の開催等により、専門的な見地からの意見を踏まえた上で、サービス等利用計画を作成します。
- (5) 相談支援専門員は、前項のサービス等利用計画を作成した際には、当該サービス等利用計画の内容について、利用者に対して説明し同意を得た上で、当該サービス等利用計画を利用者及び担当者に交付します。
- (6) 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成後、サービス等利用計画の実施状況の把握「モニタリング」を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- (7) 相談支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、支給決定時に市町村が定めたモニタリング期間ごとに、利用者の居宅等を訪問し面接を行うほか、その結果を記録します。
- (8) 平成29年4月1日（土曜日の為、実質4月3日よりスタート）より“基幹相談支援センターふじのわ”が、富士吉田市役所内に設置される為、計画相談支援の中で必要と思われる場合には、基幹相談支援センターと連携をします。
- (9) 基本相談（委託相談）事業は、基幹相談支援センターと引継ぎを行います。また、計画相談として関わるべき基本相談については、一層強化し、利用者の意向を踏まえ、自立した日常生活や社会生活が送れるための支援に努めます。利用者本人やその周り（家族や支援者）のできる力を信じ、フォローアップをします。

6. 通常の事業の実施地域

富士北麓6市町村全域（富士吉田市 富士河口湖町 西桂町 忍野村 山中湖村 鳴沢村）
その他近隣市町村 ただし相談によってこの限りではない。

7. 主たる対象者

身体障害児・者 知的障害児・者 精神障害児・者 発達障害児・者 難病の方

8. その他

富士北麓圏域自立支援協議会相談部会	毎月1回
富士・東部相談支援ネットワーク会議	隔月1回

＜地域移行・地域定着支援＞

1. 事業の内容

地域移行支援・・・障害者支援施設、精神科病院に入所又は入院している障害者を対象に住居の確保その他の地域生活へ移行するための支援を行います。

地域定着支援・・・居宅において単身等で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

2. 事業の目的

本事業は、関係機関連携の下に、医療、福祉等の支援を行うという観点に基づき、地域生活への移行に向けた支援並びに地域生活を継続するための支援を推進することで、障害者が住み慣れた地域を拠点とし、自らの意向に即して充実した生活を送ることができるようすることを目的としています。

3. 事業運営方針

- ① 地域移行支援又は地域定着支援は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の住居の確保、地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の必要な支援を、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関と密接な関係の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行います。
- ② 地域移行支援又は指定地域定着支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って行います。
- ③ 事業所は提供する地域移行支援又は地域定着支援の評価を行い、常にその改善を図ります。
- ④ 利用者の記録や情報を適切に管理し、個人情報の保護に努めます。

4. 相談可能な範囲

身体障害者 知的障害者 精神障害者 発達障害者 難病の方

5. 相談担当者

経験のある職員(2名)と、精神保健福祉士(1名)で対応します。

6. 営業日および営業時間

- ① 開所曜日：月曜日～金曜日（緊急時は土曜、日曜、祝日も対応可能とします）
- ② 時間帯：9時～18時（緊急時は時間外の対応可能とします）
- ③ 休業日：土曜日、日曜日、祝日（緊急時はこの限りではありません）
- ④ 事業時間外の対応：可能な限り携帯電話にて24時間365日相談可能とします
- ⑤ 対象・専門外の相談に対する対応：関係機関と連携をとり対応します

平成29年度事業計画

障がい者就業・生活支援センター ありす

1. はじめに

ありすが開所し7年目を迎えようとしています。開所初年度に比べ相談件数、就職件数、実習件数は右肩上がりに推移しております。就職件数もさることながら、定着支援の件数が増えてきています。就労するための支援から定着するための支援にシフトしてきていると思います。

昨年度より精神障がい者の就職件数が知的障がい者の就職件数を上回りました。昨年同様にスタッフ個々が精神障がい者の支援に必要なスキルを向上させるように研修等の勉強する機会を多く持っています。

東部圏域の職場開拓、実習先の開拓を積極的に行うとともに、ありすの周知活動も併せて行います。

2. 事業の概要

(1) 名称設置場所

名 称：障がい者就業・生活支援センター ありす

所在地：山梨県富士吉田市新西原3-4-20 電話番号 0555-30-0505

(2) 職員の設置計画

職 員	人 数	勤 務 形 態	性 別	経 験 年 数	備 考
主任就労支援員	1	常勤	男	19年	就労支援経験 10年 サービス管理責任者
就労支援員	1	常勤	男	15年	社会福祉主事 就労支援経験 7年
生活支援員	1	常勤	女	8年	就労支援経験 8年 キャリアコンサルタント
生活支援員	0.5	常勤 (訪問型職場適応援助者と兼務)	男	8年	就労支援経験 7年

(3) 事業の目的

障がい者の雇用を進める上では、就職や職場定着などの就労面の支援ばかりでなく、生活習慣や日常生活の自己管理等に関する生活支援も重要であり、身近な地域で、就業面及び生活面で一体的かつ総合的な支援を提供することが必要です。

このため、就職を希望する障がい者、何らかの事情により離職した障がい者や離職するおそれがある在職中の障がい者に対し、障がい者就業・生活支援センターにおいて、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行うことにより、障がい者の職業生活における自立を図ることを目的とします。

(4) 支援対象者

職業生活における自立を図るために就業及びこれに伴う日常生活または社会生活上の支援を必要とする障がい者が対象です。

- ① 就職するため、また継続的に雇用されるため、就業に係る支援と同時に日常生活において相当程度の支援が必要な者
- ② いったん就職したものの、何らかの理由により離職、もしくは休職するおそれがある者、または何らかの理由により離職した、もしくは休職している者など、職場定着のための継続的な支援が必要な者。

(5) 雇用安定事業の実施計画

活動内容	実施時期	実施方法
1. 就業支援の実施 (1) 相談・支援の実施	随時	<ul style="list-style-type: none">・障がい者からの相談に応じ、その就業及びこれに伴う日常生活上の問題について、必要な指導及び助言その他の支援を行う。・事業主のご協力を得ながら、障がい者の就職後の雇用管理に係る助言等を行う。・障がい者に対して、職業準備訓練及び職場実習をあっせんする。
(2) 在職者の交流活動の実施		在職者の交流会参加希望者に対して交流会を実施する。交流会では、グループワーク等で職場の悩み等を話し合う場を提供し、不適応課題の早期把握、改善を図り、職場定着を促進する。

活動内容	実施時期	実施方法
(3) 就業支援担当者の研修等	年1回	障害者就業・生活支援センター就業支援担当者経験交流会議に出席し、他のセンターとの交流、情報交換を行う。（就業支援担当者1名）
2. 関係機関との連絡会議の開催	年6回	業務の円滑かつ有効な実施に資するため、労働局、ハローワーク、障害者職業センター、自治体、福祉事務所、就労移行支援事業所、特別支援学校、県内の他の障害者就業・生活支援センター等の関係機関との連絡会議を開催し、これらの機関との連携を図る。

(6) 生活支援事業の実施計画

① 地域内の障害者の状況把握及び登録

活動内容	実施時期	実施方法
(1) 各種相談活動	随時	家庭、施設、学校、職場等への訪問または電話、メール等による相談や来所による相談を行う。
(2) 地域へのPR活動	随時	施設や学校、自治体等への訪問や各種関係会議等でのPRを行う。

② 登録された障害者に対する支援

活動内容	実施時期	実施方法
(1) 各種相談活動	随時	家庭、施設、学校、職場等への訪問または電話、メール等による相談や来所による相談を行う。
(2) ケース会議の開催または出席	随時	関係者によるケース会議の開催、出席をする。

活動内容	実施時期	実施方法
(3) 同行支援	随時	各種手続き、職場訪問、ハローワーク等への同行支援を行う。
(4) その他	必要時	各支援に必要とされる課題への取り組みを行う。

③ 関係機関との連絡調整

活動内容	実施時期	実施方法
(1) 就業・生活支援センター合同連絡会議	年4回	県内4センター合同(持ち回り)会議の開催を行う。
(2) 各地域自立支援協議会就労部会への出席	1~2ヵ月毎	各地域自立支援協議会就労部会主催の会議へ出席する。
(3) 支援学校、事業所主催の会議への出席	随時	依頼等により出席する。
(4) 連絡調整等	随時	必要時に訪問、電話、メール等により連絡調整を行う。

3. 昨年度の実績と今年度の目標

	平成28年度実績	平成29年度目標
登録者数	302名	350名
相談件数	3,314件	3,200件
就職件数	43件	50件
実習件数	47件	50件

平成29年度事業計画 訪問型職場適応援助者事業

1. はじめに

近年、ありすでは定着支援の件数が昨年度に比べ増加しております。それは、新規登録者の内訳で、精神障がい者や発達障がい者が多くなっており、それらの障がい者の就労、定着支援数が増加しているためだと思われます。特に精神障がい者の職場定着は難しく、専門的な援助技術が必要とされます。

現在、国中地域では訪問型職場適応援助者事業を行っている事業者が数か所あり、障害者職業センターのジョブコーチ(配置型職場適応援助者)と連しながら定着支援をおこなっております。郡内地域においては、訪問型職場適応援助者事業を行っている事業所が無く、障害者職業センターに定着支援をお願いしているところであります。しかし、職業センターのジョブコーチは全県を担当しており、緊急時の対応の遅れなどを考えると課題もあります。そのような観点から、地元でフットワーク良く動けるジョブコーチが必要であると思います。

2. 事業の概要

(1) 名称設置場所

名 称：ライフサポートセンター ありんこ

(障がい者就業・生活支援センター ありす内)

所在地：山梨県富士吉田市新西原3-4-20 電話番号 0555-30-0505

(2) 職員の設置計画

職 員	人 数	勤 務 形 態	性 別	経 験 年 数	備 考
訪問型職場適応 援助者	0.5	常勤 (生活支援ワー カーと兼務)	男	8年	就労支援経験7年

(3) 事業の目的

訪問型職場適応援助者(以下ジョブコーチ)とは、障害者の就労支援を行うためにジョブコーチ支援事業に取り組む社会福祉法人等に雇用されるジョブコーチです。これまでの「第1号職場適応援助者」です。ジョブコーチは、一定期間職場を訪問し、『障害者が職場に適応し、事業主が主体となって障害者を雇用管理できる体制に移行すること』をめざして支援を行います。

(4) 支援対象者

就労を継続することに不安を持っている障がい者や家族、企業など

(5) 生活支援事業の実施計画

年間80回を目標とする(月平均6.6回)

平成29年度 相談支援体制整備事業実施計画書

圏域マネージャー氏名 渡辺 典子 (富士・東部)

1. 市町村に対する支援

① 困難事例の助言 (個別支援会議の開催支援や圏域を超えるケース会議支援 等)

- ・4月に富士北麓基幹相談支援センターが設置されることから、センターと連携し、困難事例についてアドバイス (スーパーバイズ) していく。
- ・精神科病院や矯正施設 (刑務所や医療保護関係) からの地域移行の相談支援が増えていることから、官民協働型のネットワークの構築を具現化するために、保健所及び市町村や相談支援事業所等と連携を図っていき、富士東部の官民協働プロジェクト会議を年2回実施していく。
- ・市町村、支援学校など、困難なケースについて依頼があれば、会議や事例検討会に参加。
- ・制度的な地域移行の実績は少ないが、地域移行の支援について、ありんこの一般相談支援事業所と大月のソーシャルさんと連携し、制度の実績をあげられるように支援する。

② 市町村相談支援体制の評価 (サービス等利用計画等の評価方法の作成、評価等)

- ・富士北麓と東部の自立支援協議会での相談支援の実績報告を受けて、その評価をしていく。(個別支援会議の有無や、地域の課題としての事例は市町村と確認を行っていく。)
- ・富士北麓基幹相談支援センターの後方支援や評価を実施していく。
- ・基幹の設置後も、市町村に対して県内の基幹相談支援センターの情報提供や、全国相談支援専門員協会からの情報提供を行い、相談支援体制のバックアップをしていく。
- ・今後さらに、計画相談支援事業所が撤退することから、山梨県の計画の達成率の情報をもとに、当圏域の12市町村の達成率を確認して、低い場合は市町村へその要因を聴き、計画相談事業所につないだり、紹介を行っていく。
- ・第5期市町村障害福祉計画・障害児福祉計画作成への協力をしていく (策定委員としての参加)。

③ 社会資源の点検、開発に関する援助 (資源マップの作成、分析等)

- ・富士北麓の新事業所 (A型、B型2か所、放課後等デイサービス) について、当事者や家族等に周知を行い、部会への参加や研修会への呼びかけを支援する。
- ・地域生活支援拠点事業について、基幹相談支援センターや市町村、自立支援協議会等と協議を行なっていく。また、地域生活支援拠点事業を進めるにあたり、富士北麓自立支援協議会の就労部会を「事業所部会」に再編し、社会資源について事業所間のネットワークを構築する。

④ 地域自立支援協議会に参画し、運営についての助言、指導等

【富士北麓自立支援協議会】

運営会議 (毎月第3水曜日) 全体会 年2回 (研修会あり)

部会 ①就労部会 (⇒事業所部会: 毎月第2木午後1時30分~保健所にて)

②相談支援部会: 每月第3木 午前10時~保健所にて

③地域部会: 每月第4火 午後7時から ヨハネ学園 (冬期12月~3月までは富楽時にて)

④児童部会 (予定): 日時は未定

【東部自立支援協議会】

運営会議 (2か月に1回 不定期) 全体会年2回 (研修会あり)

部会 ①日中活動部会: 2か月に1回 年5~6回 不定期 場所は事務局の市町村庁舎)

②地域生活部会: 2か月に1回 年5~6回 不定期 場所は事務局の市町村庁舎)

○ 29年度は、地域生活部会の中に、2つのワーキングチームを結成し、地域移行ワーキングと、児童ワーキングに分けて同一日に開催することになった。会議録の担当は、地域移行は圏域M、児童は療育COとなる。

- ・富士北麓自立支援協議会の就労部会を事業所部会に改正し、生活介護等他の福祉サービス事業所も参加できる体制を検討する。児童部会を新たに設置し医療的ケア、発達障害の課題を検討する。
- ・東部の基幹相談支援センターに向けて、今後も継続して、情報提供や情報収集、資料作成など全面的にバックアップしていく。

【小菅、丹波山村協議会】

年1回全体会開催。協議会の開催の助言や制度の説明など行政職員に対して支援を図る。

⑤ 地域ニーズに応じた専門的システム（権利擁護、就労支援等）立ち上げのための助言、指導等

・県自立支援協議会の権利擁護部会が主催した「権利擁護について考える会（虐待防止や差別解消法などの権利擁護）」を圏域でできるように検討する。

・基幹相談支援センター内に権利擁護の担当と成年後見利用制度の支援担当を決めて、圏域マネージャーと連携していく。

⑥ 市町村が設置する身体障害者相談員及び知的障害者相談員並びに精神障害者相談員の活動支援等のための圏域障害者相談員アドバイザー業務

・相談員を委嘱していない市町村もあることから、活発に活動している富士吉田市の知的・身体の相談員と意見交換会を継続していく。

・障害者の権利擁護や差別解消に関して、連携を強化し情報交換を行なう。

全圏域：短期、中期

○市町村担当者等の異動があっても、継続した自立支援協議会ができるように支援を行なう。

○市町村の計画相談（サービス等利用計画）及び地域相談の推進を図り質の確保を図る。

○基幹相談支援センターの機能強化（事業計画、困難事例等）に向けての支援。

○地域自立支援協議会の当事者、家族の意見を受け止め、施策や制度を検討する。

○富士・東部の相談支援事業所との連携やスーパーバイズをしていく。

○東部自立支援協議会の活性化を推進し、29度事務局となる大月市の後方支援を図る。

○困難事例の継続支援

【富士北麓圏域】

○全体会での研修会案と課題解決に向けたプロジェクトチームの支援を実施する。

（移動の問題があるため、福祉有償運送について提案、検討していく）

○富士北麓基幹相談支援センターとの連携、助言、運営、機能強化を支援。

○相談支援事業所が抱え込んでいるケースや圏域におけるケースへの支援。

○サービス等利用計画作成に関する研修会や指導、助言等。

○触法障害者への支援と地域住民の理解に向けた支援。

【東部圏域】

○基幹相談支援センター設置は市ごとになったため、3市へ設置に向けて情報提供等をしながら支援をしていく。

○自立支援協議会の地域生活部会の中に、地域移行部会と児童部会を置くことになり、同一日を開催。圏域Mとして地域移行部会の方に参加し、会議録を作成する。

○H29年度から計画相談を開始する「わかあゆ」に対して情報提供や後方支援を行なっていく。

○東部地区福祉有償運送連絡会議に出席し、東部の移動の課題を検討していく。

○困難ケースの助言、指導等。

【小菅、丹波山圏域】

○計画相談、地域相談の支援。

○両村の社会福祉協議会との連携の強化を図る。

○障害者の親の高齢化に伴う支援体制の強化を図る。

○村内に相談支援事業所がないことから、困難事例について支援を行なう。

2. 圏域内の体制づくり

- ① 広域的課題、複数圏域にまたがる課題解決に向けた連絡調整の開催
- ② 圏域内の相談支援従事者のスキルアップ研修体制の構築
- ③ 圏域ごとの相談支援専門員や障害者相談員の連携体制の構築

圏域全体短期（半年）

- 県自立支援協議会との合同協議会の開催。
- 富士・東部相談支援ネットワーク連絡会の支援。
- 相談支援事業所及び市町村との学習会 vv

全圏域中長期

- 富士・東部圏域精神障害者地域移行事業における地域移行、地域定着の課題の協議会の検討
⇒富士・東部相談支援ネットワークの中に、地域移行を推進するための「郡内官民協働プロジェクト会議」を位置付ける。
- 市町村障害者虐待防止センターのケースや課題の整理。
- 各事業所における障害者虐待防止委員会設置等、権利擁護に関する情報提供やマニュアル作成に協力を行なう。
- 富士・東部の自立支援協議会において、地域住民に向けた研修会の実施を提案していく。
⇒全体会時などに研修会を企画する。
- 障害者優先調達推進法に関する福祉サービス事業所等への支援。
- 平成28年度の支援学校等卒業生（ふじざくら支援学校・やまびこ支援学校）の進路について、相談支援事業所と参画し、支援体制を作る。

【富士北麓圏域】

- 障害者の福祉避難場所や避難方法などについて自立支援協議会の地域部会で検討することになり、避難訓練が実施できるように支援。
- 障害者の地域生活を考える保護者連絡会“ひつじ”への支援・協力。
- 相談支援事業所（委託相談、計画相談、児童相談、地域相談）のスキルアップ支援。

【東部圏域】

- 相談支援事業所の相談支援専門員の人材育成を推進する。
- 富士北麓の協議会や相談支援事業所の情報を提供し、東部圏域内の課題が抽出されるようにする。

3. 県との連携、協力

- ① 県及び障害者福祉協会と連携し、次の研修等について実施方針の策定、講師選定、カリキュラム原案作成、会場選定等の原案作りを行う。県から研修会の事業を委託された障害者福祉協会との打ち合わせや連携を図っていく。（講師やファシリテーターも担う）
 - ア 相談支援従事者研修会
(基礎研修1日、初任者研修5日、現任者研修会3日、現任サポート研修会1日)
 - イ サービス管理責任者研修
(5日、5分野) ※29年度もフォローアップ研修（現任3日）は継続する
※自立訓練分野は2年に1回の実施となっているが参加者少ないため検討していく。
ウ ピアカウンセリング研修（障害当事者の会“みのあか”が主催する 圏域Mは後方支援
- ② 県自立支援協議会の運営支援（年4回 事務局参画、部会運営等）
- ③ 地域自立支援協議会の協議事項の報告
- ④ 相談支援専門員協会の運営支援
- ⑤ 指定地域相談支援体制の構築
- ※富士・東部精神障害者地域移行支援事業の後方支援。ピアサポート活動支援。
- ⑥ その他、必要な事項

短期（半年以内）

○山梨県自立支援協議会の就労系事業所連絡プロジェクト主催の研修会を継続していく。

就労支援に関するメンバーで、障害者の就労について協議できる場を提供する。（障がい者就業・生活支援センターも参加）

○平成29年度の県主催研修会の企画、運営を支援する。

⇒平成28年度の研修の検証を実施し、新たな研修を企画し、年間の日程を関係者で調整する。

○山梨県障がい者等相談支援専門員協会の運営支援。

⇒日本相談支援専門員協会主催の全国大会へ参加。

中期・長期

○県自立支援協議会の部会の継続⇒県内の専門職や県関係機関との連携を図り、県自立支援協議会が“官民協働”の協議会になるよう支援を行なう。

○県自立支援協議会において、医療的ケアプロジェクトが28年度から重心部会となり、継続審議を行っている。29年度は市町村地域生活支援事業の格差是正が課題（調査アンケートの実施）。

○県主催の研修会の企画等の参画と、研修会で講師ができるように県外研修や職能団体の研修会へ参加しスキルアップを図り、人材育成の体制つくりを検討する。

⇒H29年度も必要なら法定以外の研修も実施していく、特にファシリテーター研修を検討していく。

○県自立支援協議会の運営会議打ち合わせと圏域マネージャー会議の継続。

⇒随時、圏域のマネージャー会議を開催し、情報交換や圏域をまたがる事例の支援体制の構築や、県自立支援協議会の検証や方向性等を検討していく。

【実践方法】

県自立支援協議会運営会議及び圏域マネージャー会議：年数回

県自立支援協議会部会会議（相談支援部会・権利擁護部会・地域移行部会・重心部会・就労支援関係事業所プロジェクト・防災プロジェクト）：年数回

4. その他

- ① 事業者向けの研修会の開催
- ② 地域住民を対象とした啓発研修会の開催（両自立支援協議会で検討する）
- ③ 当事者支援
- ④ 研修会への参加（圏域マネージャーのスキルアップ）
- ⑤ 社会福祉士会・精神保健福祉士会、地域福祉研究所等が主催する研修会の参加を通じて、スキルアップを図り、医療と福祉をつなぐ連携体制を構築する。
- ⑥ 圏域内の課題に関する研修会の開催（差別解消法や権利擁護など）。
- ⑦ 全国相談支援ネットワーク研修会に参加し、新情報を得たり、全国的な実態を把握し、担当圏域に普及する。

○○社会福祉士・精神保健福祉士受験資格の実習先の受入れと指導者として人材育成に貢献する

○富士吉田市社会福祉協議会「自立生活支援計画策定員会」委員

○西桂町障害者差別解消法地域相談員 H28/10～

○西桂町身障福祉会長 H28～

○圏域マネージャーとして依頼された講演の講師

⇒支援学校、大学関係、保護者会等（保護者関係機関などで情報提供や情報交換を行う

○ありんこフリーマーケット、ありんこ祭り、新年互礼会、初午大祭など法人の行事へ参加